

## 職員の人事評価の状況

地方公務員法の改正により、新たに「人事評価制度」が法律上の制度として導入されました。

人事評価制度は、任用、給与、分限及びその他の人事管理の基礎として活用するため、公正かつ定期的に行わなければならないこととされています。

本町においても、平成28年3月に制定した「遠軽町職員人事評価実施規程」により、評価基準の明示や評価結果の本人への開示などの仕組みを導入し、評価の観点として「業績評価」及び「能力・態度評価」の両面から評価して、人事管理の基礎とすることを定めています。

取り組みの状況としては、公正な評価の確保のために評価者を対象とした定期的な研修を実施するなど行っております。